

湖西市内に住宅を購入すると

最大

100万円の 奨励金

住もっか
こさい

KOSAIでSAIKOの新生活

◀ 住もっか「こさい」定住促進奨励金 ▶



申請受付は2026年12月28日(月)まで

新築住宅
だけではなく、
分譲マンションや
中古住宅も対象

湖西市内
在住の方も、
市外在住の方も
対象

住まいと
職場が近い暮らしを
応援します

対象者

単身の場合は
40歳未満。
夫婦の場合は、
夫婦の合計年齢が
80歳未満の夫婦。

対象の住宅

新築住宅、分譲マンション、
中古住宅が対象です。
令和元年10月1日以後に
住宅ローンに付随する
住宅購入に伴う
売買契約の締結契約を
締結した物件。

この奨励金の
詳しい内容については
こちらでご紹介しています！

湖西市
定住支援
情報サイト



湖西市 企画政策課 TEL.053-576-4910 E-mail.teiju@city.kosai.lg.jp

【対象となる方】

- 住宅の所有権を有する方。（共有名義の場合は、いずれか代表の方）
- 申請する住宅に住民登録をしている方。
- 湖西市の税金を滞納していない方。

【対象となる建物】

- 湖西市に建築されている住宅であること。
- 居住部分の床面積が50㎡以上（マンションの場合は専有部分）の住宅。

【奨励金の金額】

- 奨励金の額は、各条件に応じた加算額に応じて決定。

項 目		金 額	
		市内在住者	市外在住者
基本額（市内に住宅を購入された方）		10万円	
加算額	市外から転入される方	—	30万円
	市内企業に勤務している方	5万円	
	市内金融機関で住宅ローンを契約	5万円	
	いる子どもが 1人	10万円	
	2人	20万円	
最高支給額		70万円	100万円

※加算の対象となる子どもとは、15歳以下の子ども（中学生相当年齢）となります。

※中古住宅は、上記金額の1/2（空き家バンク登録済み物件）、又は1/3（空き家バンク未登録物件）となります。

【Q&A】

Q 1 申請書提出は、私（旦那さん）で提出しますが、妻が市内の企業に正規職員として勤務しています。「市内企業に勤務」の加算対象になりますか？

A 1 対象になります。
申請者が夫婦の場合は、夫婦のどちらかが市内企業に正規職員として勤務していれば対象となります。

Q 2 湖西市出身で半年間、市外に住んでいましたが、「市外にお住まいの方」の加算対象になりますか？

A 2 対象になりません。
対象住宅への転入（転居）日から過去3年間、湖西市に住民登録をしていない方が対象です。

Q 3 18歳の働いている子どもが居ますが、「子どもがいる場合」の加算対象になりますか？

A 3 対象になりません。
加算の対象は、申請書提出日の年度末時点で15歳（中学校3年生相当）以下の子どもが対象となります。

Q 4 申請書を提出するタイミングは？

A 4 住宅が登記簿に保存登記され、申請者（申請者世帯）が住宅に住民票を異動後の申請書提出となります。

その他、湖西市の移住・定住に関しては、
湖西市移住定住サイト「湖西で暮らそう」を
ご覧ください。

⇒
⇒
⇒



※予算がなくなり次第、終了します。

